

議案第 12 号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（昭和 63 年川崎市条例第
25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「施行地区」の次に「及び工区」を加え、同条に次の 1 項
を加える。

2 前項の施行地区を 2 工区に分け、各工区の名称及び各工区に含まれる地域
は、次のとおりとする。

工区の名称	工区に含まれる地域
第 1 工区	川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同 字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部
第 2 工区	川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

登戸土地区画整理事業の施行地区を2工区に分けるため、この条例を制定するものである。